

再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方

に関する検討会提言（案）

に対するパブリックコメントを入れてください

全国再エネ問題連絡会

（連絡先）事務局（一般財団法人日本熊森協会内）

〒662-0042 兵庫県西宮市分銅町1-4

TEL：0798-22-4190／FAX：0798-22-4196

E-mail：saiene@kumamori.org

森林などの自然環境と地域住民の生活を破壊しない再生可能エネルギーのためにもっと踏み込んだ乱開発規制が必要です

全国再エネ問題連絡会は、各地のメガソーラー問題や大規模風車問題など再エネ問題に取り組む地域団体が連携して、安全安心な生活を守るために情報交換をしながら、国に至急法規制を求めていこうと結成され、現在、北海道から九州まで、40を超える団体が参加をしています。

現在も、全国各地で、災害防止、生物多様性保全、水源涵養、地球温暖化防止など重要な公益的機能をもつ森林を大規模に破壊し、地域住民の生活環境に危機的な影響を及ぼす乱開発が進んでおり、新しい計画も次々発表されています。

「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会提言（案）」は、様々な課題が検討されていますが、全国各地で、今、まさに起こっている乱開発を止めていくためには、もっと踏み込んだ規制が必要です。

全国各地の事例の中には、災害を発生させかねない違法行為により工事が止まっているもの、杜撰な工事のより崩落事故が起こった事例もあり、早急な規制が急務です。

私たちは、再生可能エネルギー自体に反対していませんが、利益誘導中心で持続可能性のない計画は、地域をさらに混乱させ、安定的なエネルギー供給にも反すると考えます。

8月30日まで、提言案に対するパブリックコメントが募集されていますので、たくさんの方に声を届けていただきたいです。

パブリックコメントはこちらから

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620222018&Mode=0>

2 提言案に盛り込むべき事項

- 森林や貴重な自然は原則破壊しない、住民生活との調和を図るという基本姿勢の明確化 【再エネ特措法 森林法】
- 住民への再エネ特措法申請段階からの情報提供と参加の手續保障 【特措法アセス法】
- 風力発電についての規制の検討がほとんどなく、後回しになっている。太陽光発電と同時に進めるべき。
- FIT 申請段階からの、違法事案に対する厳しい取締り、FIT 認定取消し、開発許可の取消しを含めた厳しい措置【再エネ特措法 森林法など】
- 実行力のあるゾーニング 森林や貴重な生態系、住民生活に危機が及ぶ場所では開発できない制度を【温対法】
- 利益だけを狙い、乱開発を行う内外の投資家の参入を防ぐための再エネ特措法の認定（FIT 認定）の転売規制、外資の参入規制の厳格化
- 災害防止の観点から、森林法の林地開発許可に他法令の基準を準用する規定を設けるべき。再エネ施設も建築物として安全性を担保すべき【森林法 建築基準法】

(提言案に対するパブリックコメントの参考にしてください)

1 「1 地域と共生した再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方の検討に当たっての基本的な考え方」について

(1) 7 頁

(2) 再エネ導入の基本的な姿勢として、森林をはじめとする貴重な自然破壊はせず、住民参加を保障し、地域の生活環境との調和をめざす姿勢を明確に打ち出すべき。

(3) 森林を破壊しての再エネ開発は温暖化対策として本末転倒であり、日本の気候や島国であるという特性から災害防止、水源涵養、自然生態系の保全の観点からも問題である。

また、各地で地域住民を無視した形でメガソーラーや大規模風力発電開発が進められていることから軋轢が大きくなっており、地域住民の参加や生活との調和なくして、持続可能なエネルギー開発はありえないことを基本姿勢としなければ、国民負担を課すことの賛同は得られないはずである。

2 「(1) 太陽光発電設備の立地に関する考え方」について

- (1) 7頁32行以下
- (2) 太陽光発電だけでなく、風力発電も立地規制を考え、森林は原則破壊しないという基本姿勢を掲げるべき
- (3) 森林伐採等を伴う場合には、災害リスクだけでなく、水源破壊、貴重な生態系破壊、景観破壊、温暖化防止機能破壊などの問題があり、風力発電も巨大タワーの建設だけでなく、大規模道路の開発のため大規模な森林破壊を伴うことから、森林は原則破壊しないという姿勢で、立地規制・ゾーニングを行うべき。

3 「(2) 太陽光発電設備の開発許可等の運用における考え方」について

- (1) 8頁4行目以下
- (2) 風力発電の開発許可等の運用についても規制すべき。森林法の林地開発許可に他法令の準用規程も入れるべき。再エネ施設は建築物として扱い安全性を担保すべき。
- (3) 上記2と同様の理由。風力発電も大規模森林破壊を伴う。林地開発許可の基準が他法令に比して甘いために災害の危険があり、他法令の準用が必要。また、再エネ施設が建築物に該当しないため、建築基準法の規制がかからないのでかかるようにすべき。

4 「(3) 再エネ導入を促進する制度における立地状況等に応じた対応」について

- (1) 8頁21行以下
- (2) 温対法上、国の基準で、促進区域から除外すべき地域が狭すぎる。以下のとおりとすべきで、これらの地域には原則として再エネをつくらない姿勢を明確にするべき。また、制度に実効性をもたせるべきで
 - ①森林法上の保安林
 - ②国有林
 - ③地域森林計画の対象となる民有林
 - ③国立公園又は国定公園
 - ④鳥獣保護管理法上の鳥獣保護区
 - ⑤種の保存法上の生息地等保護区
 - ⑥砂防法上の砂防指定地
 - ⑦地すべり等防止法上の地すべり防止区域
 - ⑧急傾斜地の崩壊による災害防止法上の急傾斜地崩壊危険区域
 - ⑨土砂災害防止法上の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
- (3) 自然環境や住民生活と再エネの調和のためには実行力のあるゾーニング

が不可欠。国により原則除外すべき地域を明確にすべき。

5 「★土地開発前段階に関するアクション

(1) 速やかに対応するもの」について

- (1) 11頁2行目以下
- (2) 風力についての規制を太陽光と同様に実施すべき。土地開発の段階での違法事例の取り締まりやFIT認定、開発許可の取消しも厳格に行うべき。
- (3) 風力については、上記2と同じ理由。違法行為は開発段階で多数行われており、住民の生命・身体・財産を脅かす悪質事例も多くみられるため。

6 「4. 廃止・廃棄段階」について

- (1) 15頁以下
- (2) 風力発電についても、撤去等の費用の積立て制度が必要。廃棄物が大量に出ない仕組みを早急に確立すべき。撤去費用に付属施設の費用も含めて積立て制度をつくるべき。
- (3) 風力発電については、相当規模の撤去費用が想定されるが、積立制度がなく、今後、問題が深刻化することが予想される。また、太陽光発電・風力発電とも撤去に伴い大量に廃棄物が出ることが予測されており、適切処理やリサイクル技術が確立されておらず、早急な制度の整備や技術開発をしなければ大変の問題となる。

7 「5. 事業実施段階横断的事項

(1) 地域における合意形成に向けた適切なコミュニケーション」について

- (1) 18頁1行以下
- (2) FIT申請段階からの住民への情報提供、適切な住民参加の保障。環境影響評価の図書の期間限定公開を廃止し、プリントアウトできるようにすべき。
- (3) 開発により大きな影響を受ける住民に情報提供がされず、手続参加が保障されていないことから、全国各地で紛争が起こっている。単に説明会を開いたということだけでなく、住民の意見に対して、きちんと対応することを義務付けることが必要。
住民への適切な資料開示も行われるべきであり、環境影響評価図書がプリントアウトできず、期間限定でしか公表されない現状制度は、国民に広く意見を求めていると言えず論外。

8 「(2) 適切な事業・事業者のあり方／事業主体の変更への対応」について

- (1) 18頁29行以下
- (2) 転売規制を厳格にするべき。外資規制も入れるべき。
- (3) 開発から撤去まで、責任を持って取り組む主体により事業が行われるべきで、転売をして利益を追求することを認めるべきではない。また、エネルギーの安定供給の観点からも、利益目的の外資がたくさん入っている現状は問題である。FIT・FIP 制度は、エネルギー政策という公益のための制度であり、国民の負担により成り立つ制度であり、事業主体に一定の制限をかけても財産権の問題はでないはずである。

9 「(3) 風力発電、その他の電源について」について

- (1) 19頁13行以下
- (2) 大規模風力発電の立地規制、開発許可の慎重な検討は必須であり、アセスは緩和すべきでない。
- (3) 現在、森林を大規模に破壊する風力発電計画が次々計画されており、各地で問題となっており、大規模風力発電が大規模な森林破壊を伴うことは、太陽光発電と同様であり、規制を早急に行うべき、風力発電には騒音や低周波被害もあり、環境アセスの緩和は絶対にすべきでない。

10 「(6) 地域共生に関する考え方について」について

- (1) 21頁以下
- (2) 電力の地産地消の観点から、地域が主体となった発電を推進すべき
- (3) 投資家による利益を狙った開発が地域住民との軋轢を生んでいる現状を変えていくには地域が主体となった取り組みが必要である。

以上